

令和 7 年度
高松市農業委員会通常総会
議 事 録

令和 7 年 5 月 20 日開会

高松市農業委員会

令和7年度高松市農業委員会通常総会議事録

開催日時 令和7年5月20日（火）午後1時30分開会

開催場所 香川県農業協同組合東讃営農センター 3階 大ホール

出席委員

農業委員 17人

- 1 番 三笠 輝彦 （会長）
- 3 番 佐竹 博巳
- 4 番 佃 俊子
- 5 番 太田 政美
- 6 番 白井 一美
- 7 番 瀧本 繁樹
- 9 番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸 （会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 富本 正樹 （会長職務代理者第1）
- 15番 藤澤 鶴夫
- 16番 河田 薫
- 18番 中田 茂富
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝

農地利用最適化推進委員 30人

- 片山 久男
- 松本 剛
- 安野 照雄
- 細谷 一雄
- 大谷 光男
- 十河 善則
- 脇谷 明彦
- 平賀 文之
- 東原 実

稲井 稔
岡 豊志
吉峰 幸夫
宮井 康富
河野 憲司
横岡 明則
藤本 正樹
好井 壽彦
土居 博
岡田 暁憲
鵜川 稔
谷本 隆宏
武下 幸徳
河野 英樹
湊 敏好
南原 政樹
阿部 孝雄
眞鍋 英一
山地 宏美
植田 光男
新谷美津子

欠席委員

農業委員 7人

2番 眞鍋 俊二
25番 山田 憲一
17番 神高 賢二
19番 森 吉朝
22番 橋田 行子
23番 谷本 寛昇
24番 奈良 稔

農地利用最適化推進委員 25人

高尾 武臣
藤澤 武
松野 啓三
小山 智

時岡 博美
久保 裕二
雪野 利数
三好 義光
藤本 博史
野口 英二
橋本 修
佃 光廣
川西 裕幸
井上 博文
長尾 俊孝
植松 寛貴
河野 明彦
南原 均
山下 誠
長門 隆
廣瀬 吉俊
松原 茂樹
藤堂 忠義
上原 一輝
谷本 忍

来 賓

高 松 市 長	大西 秀人
香川県農政水産部次長	藤倉 健生
香川県農業会議事務局長	近藤 弥
創造都市推進局長	次田 吉治
農 林 水 産 課 長	安田 英樹
土 地 改 良 課 長	橋本 和則

農業委員会事務局出席者

事 務 局 長	塚原 雅樹
(農政課長事務取扱)	
農 政 課 長 補 佐	森 亮介
農 政 管 理 係 長	山崎 博司
農 地 係 長	森 明雄

主 任 主 事	吉田 優美
会 計 年 度 任 用 職 員	市原 隆司
会 計 年 度 任 用 職 員	岩岡 知昌

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 令和6年度事業報告について
 - 議案第2号 令和7年度事業計画（案）について
 - 報告第1号 職員の任免について
 - 報告第2号 令和7年度農業委員会予算について

塚原事務局長 お待たせいたしました。定刻の13時30分がまいりました。ただ今の出席農業委員は17名（農地利用最適化推進委員は30名）でございます。従いまして、委員の過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本日の会議は成立いたしております。

それでは、令和7年度高松市農業委員会通常総会を開会いたします。

開会に当たりまして、三笠会長から御挨拶を申し上げます。

三笠会長

（内容省略）

塚原事務局長 ありがとうございます。引き続きまして、公務御多忙の中、御臨席を賜っております御来賓の方々から御挨拶をいただきたいと存じます。

まず、初めに高松市長 大西秀人様お願いいたします。

大西市長

（内容省略）

塚原事務局長 ありがとうございます。

続きまして、香川県農政水産部次長 藤倉健生様、お願いいたします。

藤倉香川県農政水産部次長

（内容省略）

塚原事務局長 ありがとうございます。

続きまして、香川県農業会議事務局長 近藤弥様、お願いいたします。

近藤香川県農業会議事務局長

（内容省略）

塚原事務局長 ありがとうございます。

次に、高松市から公務御多忙の中、御出席をいただいております方々の御紹介をさせていただきます。

創造都市推進局長 次田吉治様でございます。農林水産課長 安田英樹様でございます。

土地改良課長 橋本和則様でございます。

ここで、御臨席をいただきました大西市長様、藤倉県農政水産部次長様におかれましては、次の公務がございますので、ここで退席されます。

お忙しいところ、誠にありがとうございました。

〔大西市長・藤倉県農政水産部次長退席〕

それでは、議事に入ります前に、昨年8月以降に、欠員となった農地利用最適化推進委員の後任として就任された、農地利用最適化推進委員2人がおいでますので、私の方から紹介させていただきます。

私から氏名を申し上げますので、その場で御起立の上、一礼をお願いいたします。

農地利用最適化推進委員第3地区三谷河野憲司様でございます。

農地利用最適化推進委員第6地区国分寺阿部孝雄様でございます。

それでは、高松市農業委員会総会会議規則により、会長が当たることになっておりますことから、これ以降は、三笠会長において議事運営を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

三笠会長（議長） これより、私において進めさせていただきます。皆様方には御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の総会次第の議事日程に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名について、でございますが、慣例に従いまして、私から指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 ありがとうございます。それでは、議事録署名委員には、10番 赤松貞廣委員さんと、12番 真鍋芳治委員さんのお二人にお願いいたします。

次に、日程第2に入ります。

まず、議案第1号 令和6年度事業報告についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第1号、令和6年度事業報告について御説明申し上げます。

資料を4枚めくって、1ページをお開きください。

1は、令和6年度の概況報告でございます。前半部分は、我が国の農業を取り巻く現状と、今後の見通しについての記述となっております。読み上げます。

近年の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加等により「農地と人」の構造的な課題が深刻化する中、令和6年の食料自給率は、カロリーベースで目標の45%に対して38%と低迷し、大変厳しい状況にある。その一方で、ウクライナ侵攻などの不透明な国際情勢により、食糧やエネルギー資源、肥料、農業資材、さらには飼料価格の高騰により、農業経営者の負担は大きく、ひいては離農の原因ともなっている。また、国民の主食であるコメが猛暑等異常気象や担い手不足の影響による生産量の低下やインバウンド需要の拡大も相まって、国内におけるコメの流通量が不足し、価格の高騰が深刻化しています。こうした中で、国農政においては、食料の安全保障など不測の事態に対応するため、農政の憲法とも称される「食料・農業・農村基本法」が改正、6年6月5日に公布・施行され、①食料安全保障の確保、②環境と調和のとれた食料システムの確立、③多面的機能の発揮、④農業の持続的な発展、⑤農村の振興など5つの基本理念が基本法に加えられ、関係法律の制定・改正により実行に移される。としております。

12行目以降は、本市農業委員会の活動等についての記述となっております。読み上げます。

このような状況の下、本市農業委員会は、高松市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、引き続き「農地等の利用の最適化」の一層の推進に向けて、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」について、目に見える成果を挙げるべく、次の事項を中心として重点的に取り組んだ。としております。

16行目からの本市農業委員会の施策の成果については、後ほどの活動実績で触れますので、説明を省略させていただきます。

資料の2ページをお開きください。

2は、会議の開催状況でございます。

(1)の表は、各種会議等の集計表で、総会、各部会、役員会等のほか、研修会、講習会、相談会等の合計で、1年間に合計143回開催されております。

(2)の通常総会は、昨年の5月27日、香川県農業協同組合東讃営農センター3階第大ホールにおいて開催され、令和5年度事業報告と令和6年度事業計画等が決議されております。

(3)の役員会は、5月、通常総会の前に1回と、10月に改善意見の提出で2回、計3回開催されております。

(4)の農地関係会議と、(5)の農政関係会議については、後ほど、それぞれのページで説明いたします。

3ページの(6)、その他の会議の開催状況でございます。

アの会長協議会ですが、「四国県都、四市農業委員会、会長協議会」は、10月31日に徳島市で開催されました。また「香川県、八市農業委員会、会長協議会」は2月18日に善通寺市で開催され、いずれも会長と事務局長が出席しております。

4ページの、イその他の会議につきましては、御覧のとおりでございます。

続きまして、5ページ、6ページをお開きください。

3 農地関係事業につきましては、森農地係長から説明させていただきます。

森農地係長 議案書の5ページを御覧ください。

3の農地関係事業につきまして、説明させていただきます。

(1)の会議開催状況は、定例総会・農地特別部会は月1回、地区部会は7地区ごとに月1回開催した、年間の合計でございます。

(2)は、農地関係事務取扱状況の内訳で、アは、農地法第18条関係でございます。

上段の法第18条第1項に基づく解約許可申請はありませんでした。

また、下段が法第18条第6項に基づく解約通知の件数と面積で、田畑合計で93件、15万7,572平方メートルでございます。

昨年度比は、件数で124パーセント、面積で103パーセントとなっております。

イは、農地法第4条の規定による許可申請の件数と面積で、田畑合計で136件、4万4,804平方メートルでございます。昨年度比は、件数で130パーセント、面積で126パーセントとなっております。

ウは、農地法第5条の規定による許可申請の件数と面積で、田畑合計で411件、46万5,330平方メートルでございます。昨年度比は、件数で118パーセント、面積で121パーセントとなっております。

エは、農地法第3条による権利移動関係で、上段は、所有権移転における許可の件数と面積、中段は、貸借権による許可の件数と面積、下段は合計で、田畑合わせて247件、35万1,606平方

メートルとなっております。昨年度比は、件数で107パーセント、面積で96パーセントとなっております。

6ページを御覧ください。

オは、農地改良届出、カは、非農地証明願、(3)は、相続税・贈与税納税猶予適格者証明、(4)は、各種証明等状況で、各表の記載のとおりとなっております。

なお、詳細につきましては、23、24ページの参考資料を御覧ください。

引き続き、山崎農政管理係長から説明いたします。

山崎農政管理係長 それでは7ページを御覧ください。

ここからは農政関係事業でございます。

(1)ア、月例の定例総会12回のうち、農政関係の議案を諮ったのは11回です。主な議案としては、農地利用集積計画の決定が1回、農用地利用集積等促進計画の承認が10回諮られています。また10月の定例総会では改善意見の内容を決定しています。

8ページを御覧ください。

(イ)の研修会は、11月7日、8日に、中国四国ブロック農業委員会女性委員研修が高松市で開催され、農業委員2名が参加されています。

また、12月19日には、丸亀アイレックスで合同研修会が実施されています。

(ウ)の簿記記帳講習会は、県農業会議が主催、市農業委員会と普及センターが共催という形で実施しており、6年度は合計20回開催され、延べ267人の方が受講されています。

次に、9ページを御覧ください。

(エ)の(ア)農業相談会の開催状況でございます。8月に7地区、9会場で開催しております。

(b)の実施状況ですが、利用権設定と中間管理事業につきましては、農業委員さん、推進委員さんが集めていただいた申出書や、事務局に直接届いた申出書の数に相談件数としています。

10ページをお開きください。

(2)農業経営基盤強化促進事業の実施状況についてでございます。アの農用地利用集積計画は、令和6年3月29日公告分と令和6年10月31日公告分を合わせて、1831筆、191万8,269平方メートルとなっており、前年度との比較では、54万4,275平方メートル増加しております。

また、利用集積した農地のうち、農地中間管理事業を利用して香川県農地機構から担い手に転貸したものが、イの利用促進計画でございます。10回の公告のうち、計画変更とある8回は、既に中間管理事業を利用していた農地の、貸付先が変更されたもので、アの集積計画の面積には含まれておりません。計画変更では無い、令和6年5月31日公告分と令和6年12月26日公告分の農地の貸借の合計面積は、917筆、99万5395平方メートルとなっており、農地中間管理事業を利用した割合は、集積面積全体の51.9パーセントでございました。

続きまして、11ページを御覧ください。

(3)農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見でございます。

昨年5月から6月にかけて、農業委員、推進委員の皆様からお寄せいただいた意見を、4つの大項目、24の小項目に集約し、昨年10月10日の定例総会においてその内容を決定しました。

そのうち、新規及び拡充になった項目を説明しますと、大項目1 担い手への農地利用の集積・集約化に関する施策の改善について、7小項目のうち新規は、(1)地域計画の策定後の取組、(4)多様な農業人材への支援の充実強化になります。また、拡充は、(3)多様な農業形態による農地利用の支援強化になります。大項目2 遊休農地の発生防止・解消に関する施策の改善について、6小項目のうち新規は、(6)畑地利用推進のための交付金制度の創設になります。大項目3 新規参入等担い手に関する施策の改善について、4小項目は全て継続案件になります。大項目4 農業・農村を取り巻くその他の施策の改善について、7小項目のうち新規は、(3)農業分野における市民理解の醸成に向けた食育の推進、(7)農地転用許可基準の厳格運用の検討についてになります。

以上の24項目について、同月21日、市長に「改善意見書」として手渡すと同時に、関係各部署の職員を招集し、「改善意見」の内容を直接説明し協議を行いました。

11ページの下段、(4)農業委員会情報活動として、年2回「農業委員会だより」を発行しています。

12ページを御覧ください。

(5)賃借料情報でございます。

令和5年度と6年度の2年間、農業経営基盤強化促進法で公告された賃借に基づく賃借料の地区別の一覧です。調査対象は田で、作付け作物は、基本的には米麦と露地野菜を対象としており、施設園芸等の、他と比較して極端に高額な賃借料のデータは除いております。その結果、賃料の市全体の平均値は、田が10a当たり6,000円となっております。なお、畑については、賃借事例が僅かしかいないため、データの公表は行っておりません。

この情報は、農業委員会だよりの冬号や、高松市ホームページでも公表しております。

13ページを御覧ください。

5 遊休農地対策の、(1)農地の利用状況調査の結果でございます。令和3年度から、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査は農地の利用状況調査に統合され、それまで2段階に区分していたものが、現在は、通常の農作業で再生可能なもの（緑色）と、再生には基盤整備等が必要なもの（黄色）と、再生困難なもの（赤色）の三段階に区分することに変更されております。

本市においても、令和6年の8月から9月にかけて、高松市、水田協議会、JA等と共同でタブレット端末を用い、GPS機能を生かした現地調査を行い、精度の向上を図りました。暑い中、お忙しい中、調査に御協力いただいた委員の皆様、誠にありがとうございました。結果としましては、5年度末時点の687ヘクタールの荒廃農地の内、5ヘクタールが農地に再生され、また2ヘクタールが転用許可や非農地証明により減少しましたが、一方で187ヘクタールの荒廃農地が新たに発見されたため、6年度末時点での荒廃農地は843ヘクタールとなっております。

次に、14ページを御覧ください。

(2)農地の利用意向調査でございますが、先の利用状況調査の結果を受けて、遊休農地の所有者に意向調査を実施し、機構への貸し付けを促すなどの対策を行っております。

この意向調査は、令和2年度までは、その年に新たに発生又は発見された遊休農地を対象として行っておりましたが、3年度からは過去に発生したものも含め、再生可能と判断された全ての遊休農地に対し調査を行うことになっています。

調査の結果は、調査実施246万9,991平方メートルの内、139万160平方メートル分の回答があり、今後、香川県農地機構に情報提供を行う予定です。

次に、15ページを御覧ください。

6 農業者年金業務の関係でございます。

(2)現在の農業者年金受給者数です。旧制度と新制度合わせて、276人の方が受給されています。

(3)現在の農業者年金被保険者数です。通常加入が27人、政策支援加入が5人の、計32人です。

(4)新規加入者の推移ですが、6年度の新規加入者は1人でした。

以上、議案第1号「令和6年度事業報告について」御審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長 以上、議案第1号の説明が終わりました。

議案第1号について、御意見・御質問はございませんか。—— 御発言がないようでありますので、お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議がないようでありますので、議案第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、議案第2号 令和7年度事業計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第2号 令和7年度事業計画（案）について、御説明申し上げます。

資料の16ページを御覧ください。

1は、令和7年度事業方針でございます。

前半部分は、我が国の農業を取り巻く、国内外の現状と今後の見通しについての記述となっています。読み上げます。

農業・農村を巡る情勢は、世界人口の増加に伴う食料需要の拡大のほか、不透明な国際情勢や世界的な気候変動による食料生産の不安定化も重なり、物価の上昇が高止まり、輸入依存による食料を始めとする肥料や飼料等の確保への不安要素は拡大しており、将来にわたっての持続可能で強固な食料供給基盤の構築が喫緊の課題となっています。今後の国農政においては、情勢の変化に対応するべく、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図るため、昨年6月に食料・農業・農村基本法を改正し、令和7年4月に「食料・農業・農村基本計画」を決定し、水田施策の見直しの方向性を示し、その上で、生産性の向上、付加価値向上や輸出の促進により農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図るための施策を掲げています。としております。

12行目の「これらの状況の下、本市農業委員会は」からは、今後、本市農業委員会の取り組

むべき施策を記載しております。

一方、本市においては、今後、地域の農業を将来にわたり持続可能とするため、農地利用のあり方を明確にし、地域全体で農業の方向性を共有するため、7年3月24日に市内30の地域計画について、策定・公告をしており、今後も計画の変更により、充実度の向上を図ることとしています。これらの状況の下、本市農業委員会は、食料の生産基盤となる農地確保のため、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化の推進に向けて委員が一丸となり、次のことについて積極的に取り組みます。

以下、中段以下の取組事項についての説明は、後ほど事業取組で触れますので、省略させていただきます。

続きまして、17ページを御覧ください。

2の事業内容でございます。

各種会議等につきましては、アの通常総会に関しては、農業委員と推進委員の出席の下、開催しております。

イ、定例総会、農地特別部会を開催して、農地法、農振法、基盤強化法に基づく法令業務の審査と処理を行います。

ウ、アとイについては、その議事録をホームページで公表します。

エ、役員会を開催し、総会等に付議すべき事案等の検討を行います。

オ、地区部会を開催し、地区内の農地利用の最適化を推進するとともに、農地に係る各種申請等の事前審査を行います。

カ、農業委員会法第38条1項の規定に基づき、農地の利用の最適化の推進に関する施策の改善意見を、市や県に提出します。

次に、3の農地関係事業でございます。

ここでは、主に農業委員会等に関する法律第6条第1項各号に掲げる事項を処理します。

(1)の農地申請等処理業務では、主に農地法第3条、第4条、第5条の許可申請に関する審査と許可処分を行います。

(2)農地調整事務処理事業、続いて、(3)農地所有適格法人の事業状況の把握、(4)特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律等に基づく業務、(5)各種機関の農地行政上からの意見要請などを行います。

18ページの10行目からは、4の農政関係事業でございます。

ここでは、主に農業委員会等に関する法律、第6条第2項及び第3項に掲げる事項を処理します。

(1)の農政活動業務につきましては、内容はアからコに記載のとおりです。

(2)の農地の利用状況調査及び遊休農地対策につきましては、昨年同様、8月から9月頃に現地調査を行い、調査結果をタブレットに登載した現地確認アプリを利用し、農業委員会サポートシステムで管理するとしております。

(3)の地域計画の変更に関する取組についてでございますが、令和7年3月24日に市内30の地

域計画について、策定・公告をしており、今後も計画の変更により、充実度の向上を図ることとしております。そのため、この「地域計画」を変更した場合、その地域の「目標地図」の素案を農業委員会が変更し、市当局に提供することが求められています。

そのためにまず、ア、農業委員会サポートシステムとeMAFF地図システムを活用し、地域計画の変更に係る目標地図の素案を作成します。

イ、農業委員、推進委員の皆様はそれぞれの所管地域において、地域の話し合い等の場に出席要求があった場合は、積極的に参加していただき、必要な情報提供や助言を行っていただきます。

(4)の所有者不明の農地に関する取組についてですが、所有者不明の農地につきましては、農地法及び機構法に基づき、農地の所有者及び共有者の探索や公示手続を経て、香川県農地機構による農地の利用につなげていくことになります。

(5)の農地台帳及び農地に関する地図の公表につきましては、既存の農地台帳の整備のほか、農地情報公開システム・農業委員会サポートシステムへの整備を行い、必要な農地情報の提供ができるようにします。併せて、農業委員・推進委員の活動において、タブレットを用いて、現地調査やビジネスチャットツール等の情報伝達に活用します。

(6)の行政機関に対する意見の提出につきましては、例年、実施している改善意見の提出で、市と県に対してそれぞれ行います。

(7)の機構集積支援事業につきましては、農政活動に対する国費補助金の受入れに関する事務です。

(8)の賃借料情報の提供につきましては、地域における賃借料の目安として、情報をホームページ・農業委員会だよりで公表します。

(9)の農業経営基盤強化促進法に基づく業務につきましては、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、7年4月からこれまで利用権設定といわれてきた農地の貸借は、香川県農地機構を介した貸借に統合され、また、地域計画の位置付けも条件とされることから、今後は、市、香川県農地機構（農地集積専門員）と連携を図り、農業相談会などを通じて地域計画における更なる農地の利用集積・集約化を推進することとなります。

以下、(10)農地移動適正化あっせん事業、(11)地域農業再生活動の推進、(12)農業簿記記帳講習会、(13)農業者年金業務、(14)農業委員会情報活動、(15)調査指導等業務、(16)研修会、(17)系統組織活動への参加などが、農政関係事業として予定しております。

以上、令和7年度事業計画（案）について、御審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長 以上で議案第2号の説明が終わりました。

議案第2号について、御意見・御質問はございませんか。—— 御発言がないようでありますので、お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議がないようでありますので、議案第2号は、原案のとおり承認することに決定しまし

た。

以上で議案を終わりました。報告事項に移ります。

報告第1号 職員の任免について、及び報告第2号令和7年度農業委員会予算についてを、順次、報告いたします。

事務局の説明を求めます。

塚原事務局長 報告第1号 職員の任免について御説明申しあげます。

議案書の21ページをお開きください。

報告第1号 職員の任免についてでございますが、昨年12月18日付け、本年3月31日付け、4月1日付け、5月1日付けの人事異動によるもので、12月18日付けで退職者1人、西谷茂浩、3月31日付けで退職者1人、浅野明代でございます。

次に、4月1日付けで高松市からの転入者2人、塚原雅樹・吉田優美、転出者として、高松市への出向者1人山上浩平、5月1日付けで任命者1人、松木英昭の、合計6人が人事異動者となっております。

職員の任免につきましては、以上でございます。

森農政課長補佐 続きまして、報告第2号 令和7年度農業委員会予算について、御説明申しあげます。

議案書の22ページをお開きください。

左下の合計欄を御覧ください。令和7年度の予算総額は、1億5,946万円でございます。前年度と比べて128万8千円の増となっております。

なお、職員給与費を除いた予算額は、5,638万4千円でございます。前年度と比べますと、金額にして18万3千円の減、率にして0.3%の減となっておりますが、ほぼ昨年水準でございます。

次に、歳出予算の内容でございますが、表の右側を御覧ください。

上から2行目の農業委員会委員報酬は、農業委員・農地利用最適化推進委員の報酬でございます。

3行目の職員給与費は、農業委員会事務局職員の給与費でございます。

4行目の農業委員等研修費は、全国農業委員会会長大会等への参加経費でございます。

5行目の機構集積支援事業費は、農地の利用状況調査や、遊休農地の所有者等に対し、香川県農地機構への貸付けを促す意向調査を行う農業委員会の活動経費でございます。

6行目の農業者年金事務費は、農業者年金への加入促進に要する経費でございます。

7行目の農業委員会事務費は、農業委員会の業務運営に要する経費や地区部会開催交付金及び香川県農業会議への会費等でございます。

なお、内訳の金額については記載のとおりでございます。

また、これらの財源でございますが、下の段を御覧ください。特定財源といたしまして、香川県からの県支出金、農業委員会が発行する証明書等に係る使用料及び手数料のほか、独立行政法人農業者年金基金からの諸収入を充当するものです。

なお、23ページから28ページは、先ほどの議案で御説明いたしました案件等の参考資料でございます。

事務局からの報告については、以上でございます。

議 長 これら報告事項について、御意見、御質問等はありませんか。—— 御発言がないようでありますので、報告事項は終わりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

以上で報告事項は終わります。

これで、本日、御提案申しあげました議案などの審議は、全て終了いたしました。

続きまして、5の記念講演に移りたいと思いますが、準備が整うまでの間、お待ちください。

午後2時40分休憩

午後2時50分再開

塚原事務局長 それでは、「今後の農地利用の最適化推進について」と題して、香川県農業会議事務局長 近藤弥様から御講演をいただきます。

よろしくお願いいたします。

（近藤事務局長講演）

塚原事務局長 ありがとうございました。

ただ今の講演について、御質問等はありませんか。

（質疑応答なし）

議 長 それでは、最後に、6 その他ですが、事務局から2点ほど、報告があります。説明を求めます。

山崎農政管理係長 6「その他」の「令和7年度農地利用状況調査の実施について」につきまして、説明させていただきます。

令和7年度の農地利用状況調査につきましても、昨年度と同様、8月から9月にかけて、タブレット端末に搭載している現地確認アプリを用い、GPS機能を活かした現地調査を行っていただけるようお願いいたします。また、農業委員及び推進委員だけでは、現地調査が困難であることから、例年同様、高松市、水田協議会、JA等にも協力を要請する予定にしておりますが、タブレットの使用については、個人情報の観点から農業委員及び推進委員に限定させていただきますようお願いいたします。なお、令和7年度の農地の利用状況調査に係る作業手順については、改めて地区部会等で御説明させていただきたいと考えております。

農繁期のお忙しい中、誠に申し訳ありませんが、御協力いただきますようお願いいたします。

塚原事務局長 この件について、御意見・御質問はありませんか。

（質疑応答なし）

次に、報告として、「全国農業新聞」の皆購読についての依頼でございます。

一般社団法人 全国農業会議所では全国農業新聞を月4回毎週金曜日発行しておりますが、この新聞は、いわば、農業委員・農地利用最適化推進委員活動の参考書であり、農業委員・農地利用最適化推進委員一人ひとりが自ら毎週読むことで、各々の委員活動に必要な情報源とし

て役立てることができるものです。

本件につきましては、令和5年度第5回定例総会において、本市の農業委員及び農地利用最適化推進委員は全員、全国農業新聞を購読することについて、当農業委員会として全会一致で承認されたものでございますが、本年の3月時点での購読率は79.7%となっておりますので、まだ購読されていない農業委員・農地利用最適化推進委員におかれましては、全国農業新聞の購読について、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

参考までに、全国農業新聞は、週刊で月4回金曜日発行となっております。購読料は月700円、年8,400円（税込み）となっております。

購読済みの委員さんは、御近所さんやお知り合いの方への購読勧誘を、また未購読の委員さんは、購読手続を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

その際にお役立ていただけますよう、机上に全国農業新聞特製のエコバックを配付しております。ボールペン、ハンドクリーム、購読申込書、チラシを入れておりますのでお持ち帰りの上、御活用いただきますよう、よろしくお願いいたします。

塚原事務局長 最後に、閉会の御挨拶を富本会長職務代理者をお願いいたします。

富本会長職務代理者

(内容省略)

塚原事務局長 以上をもちまして、令和7年度高松市農業委員会通常総会の日程は全て終了いたしました。

皆様方におかれましては、円滑な議事運営に御理解と御協力を賜りありがとうございました。

御審議お疲れ様でございました。

午後3時40分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員